

入 札 公 告

川辺町庁舎、保健センタートイレ設備改修工事について、事後審査型制限付き一般競争入札に付するの
で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 22 日

川辺町長 佐藤 光宏



記

仕様書番号	6-総公工-1
工 事 名	川辺町庁舎、保健センタートイレ設備改修工事
工 事 場 所	川辺町 中川辺 地内
工 期	契約締結の日から令和7年3月19日
工 事 概 要	川辺町庁舎、保健センター トイレ設備改修 N=1式
予 定 価 格	公正、透明性の確保のため、本工事の予定価格を事前公表する。 (金 5 5 , 4 3 8 , 9 0 0 円消費税及び地方消費税を含む。)
入 札 参 加 資 格	◎事後審査型制限付き一般競争入札に参加する者は、次に掲げる要件を 全て満たしている者とする。
	(1) 必要な建設業の許可 特定又は一般（建築一式工事）
	(2) 業種及び総合点数 最新の総合評点通知書の総合評定値〔P〕（建築一式工事）が890点以上 であること。ただし、川辺町内に本店、支店又は営業所に従業員を常勤 させ、現に事業活動を行っている者については、総合評定値〔P〕（建 築一式工事）は760点以上であること。
	(3) 事業所の所在地に関する条件 川辺町建設工事等入札参加資格者名簿に岐阜県内の本店、支店又は営業 所で登録されている者。
	(4) 施工実績に関する条件 同種同規模工事の元請けの施工実績のある技術者を有すること。 同種工事とは、官公庁発注のトイレ改修工事。 同規模工事とは、1件の請負金額が本工事の予定価格の50%以上の 元請工事。
	(5) 配置技術者に関する条件 本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は建設業法に規定する資格 を有する者。

<p>入 札 方 式</p>	<p>電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札</p> <p>この工事は、資料の提出及び入札を電子入札システムにより行う（以下「電子入札」という。）ものとする。ただし、電子入札により難しい場合は、町長の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「書面入札」という。）ができる。</p>
<p>入 札 参 加 申 請 書 の 提 出</p>	<p>入札に参加しようとする者は、事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書（様式第1号）を電子入札により次のとおり提出しなければならない。</p> <p>(1)参加申請書受付期間 令和 6 年 4 月 22 日（月） 午前 9 時 0 分 から 令和 6 年 5 月 8 日（水） 午後 5 時 0 分 まで</p> <p>(2)提出方法及び提出先</p> <p>電子入札により提出</p> <p>※1. 電子入札の入札確認申請書送信時に別添事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書様式第1号を添付すること。 ※2. 書面入札の場合は、川辺町役場総務課まで持参すること。</p>
<p>申 請 書、設 計 書 及 び 図 面</p>	<p>申請書、設計書及び図面は次のとおり配布する。</p> <p>(1)配布期間 公告の日から入札日の前日まで</p> <p>(2)配布場所・方法 電子入札システム及び川辺町役場ホームページに掲載</p>
<p>設 計 図 書 等 に 関 する 質 疑 及 び 回 答</p>	<p>工事内容について質疑がある場合は下記期日までに文書にて提出すること（FAX・メール可）。FAX・メール送信後電話連絡すること。回答については下記期日までにFAX若しくはメールにて行います。</p> <p>(1)質疑提出 令和 6 年 5 月 9 日（木） 正午 まで</p> <p>(2)回 答 日 令和 6 年 5 月 13 日（月）</p> <p>(3)提出先 川辺町役場 総務課 ※下記問い合わせ先参照</p>
<p>入 札 日 時 及 び 場 所</p>	<p>(1)応札期限 令和 6 年 5 月 16 日（木） 午後 4 時 0 分 まで</p> <p>(2)開札日時 令和 6 年 5 月 17 日（金） 午前 10 時 0 分</p> <p>(3)入札場所 川辺町役場 総務課</p>
<p>開 札</p>	<p>電子入札により開札</p>

<p>落札候補者の決定</p>	<p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けた場合にあつては、調査基準価格以下の入札があつた場合は、低入札価格調査を行ったうえで、落札候補者を決定する。</p> <p>(2) 落札価格は入札書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）とする。</p> <p>(3) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システム上の電子くじによって落札候補者を決定する。</p> <p>(4) 落札候補者は、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）と次に掲げる書類を提出すること。</p> <p>①直近の経営規模等評価結果通知書・総合評点値通知書（写し） ②配置予定技術者の資格証等（写し）及び工事経歴 ◎上記以外の書類を要求する事があります。</p>		
<p>入札保証金</p>	<p>無</p>	<p>契約保証金</p>	<p>有</p>
<p>前払金</p>	<p>有</p>	<p>部分払い</p>	<p>有</p>
<p>最低制限価格</p>	<p>無</p>	<p>議会の議決</p>	<p>有</p>
<p>低入札価格調査制度の適用</p>	<p>有</p>	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p>	<p>無</p>
<p>入札の無効</p>	<p>本公告に示した参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに川辺町契約規則（昭和44年規則第38号）第14条、川辺町電子入札実施要綱、川辺町電子入札運用基準及び川辺町入札心得第3条の各号に違反した入札は無効とする。</p>		
<p>入札等の中止</p>	<p>天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を中止するときがある。この場合における損害は各入札者の負担とする。</p>		
<p>落札者の決定</p>	<p>落札候補者を川辺町建設工事事後審査型制限付き一般競争入札要領第9条の規定により、審査を行い決定する。</p>		
<p>談合情報及び談合行為に対する措置</p>	<p>落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条の第1項第1号又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に違反した場合は、当該契約した契約金額の10分の1に相当する額を払わなければならない。</p>		
<p>落札の無効</p>	<p>落札者は、落札決定の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効となる。</p>		
<p>その他</p>	<p>この公告に記載されていない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、川辺町契約規則（昭和44年規則第38号）、川辺町入札実施要綱、川辺町電子入札運用基準、川辺町建設工事事後審査型制限付き一般競争入札要領の定めるところによる。</p>		
<p>問い合わせ先</p>	<p>電子入札に関すること</p> <p>川辺町役場総務課電子入札担当 ●電話：0574-53-2511 ●FAX：0574-53-2374 ●mail：soumu@kawabe-gifu.jp</p>		
	<p>工事の内容に関すること</p> <p>川辺町役場総務課 ●電話：0574-53-2511 ●FAX：0574-53-2374 ●mail：soumu@kawabe-gifu.jp</p>		